



島根県報

令和5年3月10日（金）

第 394 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更（5件）	（ " ）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ " ）	4
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	7
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	8
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更（中小企業課）の届出	（中 小 企 業 課）	8
洪水特別警戒水位の設定	（河 川 課）	9
洪水浸水想定区域の指定	（ " ）	9
水防警報を行う河川の指定	（ " ）	9
洪水特別警戒水位の設定の一部改正	（ " ）	10

【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	10
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	10

【特定調達公告】

島根県建設工事事務管理システム更新及び改修業務並びに保守運用業務に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	11
--	-------------	----

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔学 校 企 画 課〕 〔特別支援教育課〕	11
---------------------------	--------------------------	----

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		15
---	--	----

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正		16
------------------	--	----

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意	（警 察 本 部）	17
--	-----------	----

告 示**島根県告示第149号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

島根県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新中央地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
湖岸北地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中の島新田地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
赤松・神出堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
真木・張戸地区農道事業（県営農村地域防災減災事業（一般農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第155号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1127-12、イ1127-13、イ1127-24
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
金城町波佐イ1127-13・イ1127-24（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安来市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第158号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

出雲市大社町宇龍352-2	福間文雄
〃 杵築西2217-1	中島貞之
〃 日御碕315	九矢一男
 - (2) 加入区
大社町加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第159号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸山達也

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄17に掲げる漁業の区分

島根県告示第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年3月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 島根県松江市学園二丁目228番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前5時から午後6時まで

（変更後）24時間

(4) 変更する年月日

令和5年2月25日

2 届出年月日

令和5年2月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第161号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

水 系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	洪水特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
江の川	出羽川	邑南町下田所（亀谷大橋）から邑南町上原（瑞穂大橋）まで	邑南町下亀谷（亀谷大橋）から邑南町和田（瑞穂大橋）まで	淀田橋	邑南町山田	3.90
		邑南町上口羽（1033-2地先）から江の川への合流点まで	邑南町上口羽（957-5地先）から江の川への合流点まで	下口羽	邑南町下口羽	4.00

島根県告示第162号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川江の川水系出羽川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第4項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び県央県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第163号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川を次のように指定し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

水 系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
江の川	出羽川	邑南町下田所（亀谷大橋）から邑南町上原（瑞穂大橋）まで	邑南町下亀谷（亀谷大橋）から邑南町和田（瑞穂大橋）まで	淀田橋	邑南町山田	2.60	1.70

	邑南町上口羽（1033 －2地先）から江の 川への合流点まで	邑南町上口羽（957－ 5地先）から江の川 への合流点まで	下口羽	邑南町下口 羽	2.60	1.50
--	--------------------------------------	-------------------------------------	-----	------------	------	------

島根県告示第164号

洪水特別警戒水位の設定（平成28年島根県告示第385号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

表中	坂山橋	雲南市三刀屋 町三刀屋	2.90	を	坂山橋	雲南市三刀屋 町三刀屋	2.90	に改める。
					新三刀屋	雲南市三刀屋 町三刀屋	7.30	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡隠岐の島町

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和5年4月7日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西、杵築南及び修理免地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 馬渡橋下流約225メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) 馬渡橋下流約20メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) 流下橋下流約195メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (4) 流下橋下流約35メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (5) 電鉄橋下流約60メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設及びその他附属物を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物の放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため。

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5712

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県建設工事事務管理システム更新及び改修業務並びに保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年2月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立システムズ 中国支店 支社長 佐藤 和夫 広島県広島市中区上幟町3番33号

5 随意契約に係る契約金額

191,700,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第2号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程					
	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科	120	40	40						
		情報処理科		40	40						
		マルチメディア科		40	40						
島根県立松江北高等学校	普通	普通科	240	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立松江南高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
	理数	探究科学科（単位制）	240								
島根県立松江東高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
島根県立松江工業高等学校	工業	機械科	40	40	36	工業	機械科	40	40	40	40
		電子機械科	40	40	36		電気科	40	40	40	40
		電気科	40	40	36		建築科	40	40	40	40
		電子科	40	40	36						
		情報技術科	40	40	36						
		建築都市工学科	40	40	36						
島根県立松江商業高等学校	商業	商業科	200	120	108						
		情報処理科		40	36						
		国際ビジネス科		40	36						
島根県立松江農林高等学校	農業	生物生産科	40	40	40						
		環境土木科	40	40	40						
	総合	総合学科（単位制）	240								
島根県立宍道高等学校						普通	普通科（単位制）	640			
島根県立大東高等学校	普通	普通科	120	120	120						
島根県立横田高等学校	普通	普通科	90	90	90						
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合	総合学科（単位制）	480								
	普通	普通科	40	40	40						
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80						

島根県立平田高等学校	普通	普通科	160	160	144						
島根県立出雲高等学校	普通	普通科	240	280	252						
	理数	理数科	40	40	36						
島根県立出雲工業高等学校	工業	機械科	40	40	36						
		電気科	40	40	36						
		電子機械科	40	40	36						
		建築科	40	40	36						
島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	108						
		情報処理科	40	40	36						
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	36						
		食品科学科	40	40	36						
		動物科学科	40	40	36						
		環境科学科	40	40	36						
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	180						
	体育	体育科	40	40	36						
島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立邇摩高等学校	総合	総合学科（単位制）	360								
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科	105	105	105						
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	60	60	60						
	農業	産業技術科	35	35	35						
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット科	40	40	40						
		建築・電気科	40	40	40						
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科（単位制）	320			
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科	80	40	40						
		情報処理科		40	40						
島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40						
		食品流通科	40	40	40						
		（専攻科） 漁業科	10	10							
		機関科									
島根県立益田高等学校	普通	普通科（単位制）	360								
	理数	理数科（単位制）	120								
島根県立益田翔陽高等学校	工業	電子機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
	農業	生物環境工学科	40	40	40						

	総合	総合学科（単位制）	120								
島根県立吉賀高等学校	普通	普通科	40	40	40						
島根県立津和野高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立隠岐高等学校	普通	普通科	60	60	60						
	商業	商業科	30	30	30						
島根県立隠岐島前高等学校	普通	普通科	80	40	80						
		地域共創科		40							
島根県立隠岐水産高等学校	水産	海洋システム科	40	40	40						
		海洋生産科	40	40	40						
		（専攻科）									
		漁業科 機関科	10	10							

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚園 定 員	小学部及び 中学部		高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員				
					学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年		
							第1 学年						第2 学年	第3 学年
島根県立盲学校	視覚障害 教育	10	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
					保健理 療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療 科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江 ろう学校	聴覚障害 教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸 科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3					
					産業技 術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザ イン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	6	3					
島根県立浜田 ろう学校	聴覚障害 教育	10	小学部	中学部	美術工 芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江 養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	48	40					
						重複障害学級	30	33	33					

島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	56	48			
						重複障害学級	21	24	12			
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3			
	病弱教育		小学部	中学部								
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	6			
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16			
						重複障害学級	12	15	9			
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	16			
						重複障害学級	6	6	6			
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3			
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	6	6	6			
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	6	6	6			
						訪問学級	3					

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,052
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じ

て得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 158,761

- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	55,090
浜田選挙区	14,404
出雲選挙区	47,119
益田選挙区	12,530
大田選挙区	9,349
安来選挙区	10,381
江津選挙区	6,312
雲南・飯石選挙区	11,582
仁多選挙区	3,389
邑智選挙区	4,965
鹿足選挙区	3,643
隠岐選挙区	5,428

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 158,761

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

島根県監査委員処務規程(昭和29年島根県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月10日

島根県監査委員 白石恵子
同 加藤 勇
同 山口和志
同 三島 明

第7条第2項の表監査第一課の項第2号中「、特別会計及び公営企業会計(病院事業会計を除く。)」を「及び特別会計」に改め、同項第3号中「、特別会計及び公営企業会計(病院事業会計を除く。)」を「及び特別会計」に、「現金出納検査」を「例月現金出納検査」に改め、同項第4号中「、特別会計及び公営企業会計(病院事業会計を除く。)」を「及び特別会計」に改め、同表監査第二課の項第1号中「のうち病院事業会計」を削り、「現金出納検査」を「例月現金出納検査」に改める。

第8条第1項中「企画員」を「主査」に改め、同条第6項中「、主幹及び企画員」を「及び主幹」に改め、同条第7項中「主任、」を「主査、主任、」に改める。

第9条第6号中「島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第3号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和5年3月10日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

1 合意した者

- (1) 松江市交通局長
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 松江市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 松江市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
江島	松江市八束町江島574番7地先
馬渡	松江市八束町馬渡288番地先
遅江	松江市八束町遅江1369番1地先
川井入口	松江市八束町入江1208番1地先
入江	松江市八束町入江250番2地先
畑尻	松江市八束町入江185番地先
寺津	松江市八束町寺津101番地先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、その運行の様態が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員15人未満のもの